

国税庁に対する行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく行政上の対応について

令和 5 年 9 月 ● 日
個人情報保護委員会

第 1 事案の概要

- 1 公金受取口座は、公金受取口座登録制度に基づきデジタル庁が管理する「口座情報登録・連携システム」において登録・管理されている。令和 5 年 1 月 4 日、所得税の確定申告（還付申告）手続における還付金受取口座の公金受取口座登録申請手続が開始され、国税庁において、同申請にかかる事務が行われていた。
- 2 国税庁（丸亀税務署）は、同月 26 日、還付金受取口座の公金受取口座登録を希望した納税者 X にかかる申請事務を行った際、X の口座情報を、別人 Y（X と同姓同名の者）のマイナンバーに誤って紐付け、デジタル庁に提供した（マイナンバー 1 件の漏えい）。
※ 同月 31 日、国税庁（丸亀税務署）は庁内業務システムのデータを修正したため、X に対する還付金の支払は正しく行われている。

第 2 問題点の検討

- 1 行政機関等におけるマイナンバーを含む特定個人情報の取扱いにおいては、組織的安全管理措置として取扱規程等定められた手順に基づく運用を行う必要がある¹、人的安全管理措置として職員の監督及び教育が必要である²ところ、本件では、以下の問題点が認められた。
 - (1) 別人のデータとして誤入力した点
国税庁においては、納税者を統一的に管理するため、各事務の開始時に、その対象者を庁内整理番号で特定しているところ、庁内で策定された手順書では、「漢字氏名・カナ氏名・生年月日」の 3 情報で特定するものと定められていた。
しかし、本件においては、同手順が徹底されず、カナ氏名のみで検索を行ったため、同姓同名の複数候補から、別人 Y を誤って選択した。
 - (2) 公金受取口座登録申請データが訂正されなかった点
国税庁においては、前記手順書において、所得税確定申告書のデータ誤入力が判明した際、庁内業務システムのデータ及びデジタル庁連携用の公金受取口座登録申請データの双方を削除するものと定められていた。
しかし、本件においては、同手順が徹底されず、デジタル庁連携用の公金受取口座登録申請データの削除を行わなかった。
- 2 以上のとおり、国税庁は、所得税の確定申告（還付申告）における公金受取口座の誤登録の発生にあたり、必要かつ適切な組織的・人的安全管理措置を講じていたとはいえない。
この点、国税庁は、前記手順を徹底するよう改めて庁内に周知することで一定の再発防止策を講じているところ、今後も継続して取扱規程等手順の見直しを行い、手順の徹底を含めた職員への監督及び教育を確実に行うなど、再発防止に努める必要がある。 以上

¹ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）（別添 1）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等編）（以下「番号法 GL 行政機関等編」という。）²C b。

² 番号法 GL 行政機関等編 ²D a 及び b。